



11月1日は点字の日 点字を「存じ」ですか？

点字は文字情報を紙に突起を付けて表したもので、視覚に障がいのある方が指でなぞって情報を得るためのものです。

点字は19世紀にフランスで誕生し、その後、日本に伝わりました。明治23年11月1日に、日本の視覚障がい者用文字として正式に採用されたことから、この日を「日本点字制定記念日」としています。

点字は、文書だけでなく食品や案内表示など、身近な所にも付けられています。

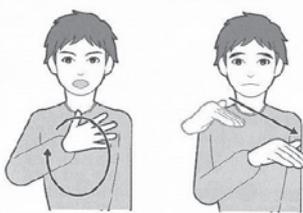
点字の構造
点字は6点の組み合わせで50音や数字などを表します。
①②④が母音、③⑤⑥が子音などです。



ワンポイント手話

「フレイル」

身体の機能が衰えていくさまを表しています。



①右手掌で体を丸く撫で
②右手を指文字「コ」の形で左斜め下へ下ろす

(出典：一般財団法人全日本ろうあ連盟「わたしたちの手話 新しい手話2022/2023」P7より)

◎問い合わせ：

福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
Fax(22)1547

就職面接会

障がいのある方へ

就職を希望している障がいのある方と、企業の採用担当者が直接面談できる面接会です。ぜひご参加ください。

予約制のため事前申込が必要
日時
11月21日(木)
1部：午前10時～正午
2部：午後2時～4時

場所

二本松市市民交流センター
参加事業所
10社(予定)

詳しくは、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ：

ハローワーク二本松
☎(23)0343

介護助手を募集

市内の高齢者施設では、福祉資格や経験が不要の「介護助手」を募集しています。

直接的な介護業務ではなく、清掃や配膳・下膳など、介護の周辺業務を行います。

ご自身のライフスタイルに合わせて無理なく働いてみませんか？

詳しくは、左記へお問い合わせください。かウェブサイトをご覧ください。

◎問い合わせ：

福島県福祉人材センター
☎024(521)5662



人材センターウェブサイト

要介護認定者の方へ

所得申告用「障害者控除対象者認定書」を交付

申請できる方

65歳以上で要介護1以上
※要介護認定申請中の方も申請できます。

申請の必要がない方

- ・身体障害者手帳一級の方
- ・身体障害者手帳二級の方
- ・療育手帳Aをお持ちの方
- ・本人および扶養者が、非課税等で確定申告等をする必要がない方

申請方法

高齢福祉課(市役所1階)または各支所地域振興課市民福祉係に備え付けの申請用紙に必要事項を記入の上、提出(郵送でも可)してください。

調査を行い、認定書を交付します。

注意事項

令和6年分の申告に使用する場合は、12月までに申請を済ませてください。
既に認定書をお持ちの方は、内容に変更がない場合、毎年所得の申告に使用することができません。ただし、障害が軽減された方は、内

容を審査し、認定書を返還してもらうこともあります。
◎問い合わせ：
高齢福祉課長寿福祉係

☎(55)5114
Fax(22)1547

肢体不自由者来所相談会

日時 11月15日(金)
午後1時～2時

場所 県庁北庁舎1階
福島県障がい者総合福祉センター
(福島市杉妻町2-16)

相談内容

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談
※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料 無料

申込方法

事前に左記まで電話等でお申し込みください。

申込期限 11月1日(金)

◎問い合わせ・申し込み：
福祉課障がい福祉係

☎(55)5113
Fax(22)1547
または各支所地域振興課市民福祉係



「ごみの処分は適正に」



粗大ごみの処分方法

指定のごみ袋に入らないごみは粗大ごみとなり、ごみステーションには出せません。次の2通りの方法により処分してください。

処分方法

- ①もとみやクリーンセンターへの直接持ち込み
- ②自宅への訪問引き取り

処分手数料

- ①直接持ち込み…無料
- ※ただし、畳・ふとん・マットレスは有料で、10kg当たり130円

- ②訪問引き取り…有料
- 1点当たり1350円

※4点以上は割り引きあり。
※1点当たりの重量が55kg以上のもは回収できません。

収集日 毎月10日、25日

申込方法

訪問引き取りは、収集日の10日前までに、下記へお申し込みください。

※家電リサイクル法対象家電品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)は、粗大ごみとして処分できません。そのほか受け入れできない品目や処分方法は、下記までお問い合わせください。

違法な不用品回収業者で処分していませんか?

「テレビなどの家電や家庭の不用品を無料で回収します」などといったチラシを配布して軽トラック等で巡回する業者が見受けられます。家庭からの廃棄物を回収する正規の業者は「一般廃棄物収集運搬業許可」を持っていますが、「無料回収」をうたう業者のほとんどは無許可業者です。

「無料と思って頼んだら、高額な料金を請求された」「自分が頼んだ不用品が近くの空き地に捨てられていた」といったトラブルが全国的に発生しています。こうした業者が回収した家電製品が、適正に処分されなまま野積みになれ火災が発生したり、外国に輸出されて環境汚染の原因になっている

事例があります。違法な不用品回収業者を利用せず、適正な処分をしましょう。

野焼きに関する苦情が寄せられています

「家庭のごみや草木などを燃やしている」といった内容の苦情が多く寄せられています。

廃棄物全般において、野焼きは法律で禁止されており、罰則規定もあります。社会慣習上の行事(どんど焼き等)などによる焼却が例外的に認められていますが、これらの場合も周辺に影響のないように行う必要があります。

ごみは指定のごみ袋に入れて処分してください。警察による野焼きの検挙事例

- ①木くず約32kgを空き地で野焼き…罰金20万円
- ②竹など約16kgを畑で野焼き…罰金20万円

お問い合わせ…

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103
Fax(22)4479



東北税理士会二本松支部 税についての無料相談所

11月11日～17日は

「税を考える週間」

相続税や贈与税について相談のある方、住宅ローン控除など所得税について相談のある方など、税金に関する相談を行いますので、お気軽にご相談ください。

なお、事前の予約は必要ありません。

日時 11月13日(水)

午前10時～午後4時

開催場所

本宮市民元いきいき応援プラザ(えぼか)2階中会議室(本宮市本宮字万世212)

お問い合わせ…

二本松税務署
☎(22)1192

※音声案内に従って「2」を選択してください。

源泉徴収義務者向け
定額減税(年末調整時)に関する説明会

日時

- ①11月21日(木)午後2時～
- ②11月26日(火)午後2時～

場所

二本松福祉センター3階
第1会議室
(亀谷1-5-1)

その他

事前予約は必要ありません。

お問い合わせ…

二本松税務署法人課税部門
☎(22)1259

